

第32回厚生科学審議会  
生活衛生適正化分科会  
議事録

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

○大塚課長補佐 皆様、明けましておめでとうございます。本日もよろしくお願ひいたします。

佐々木先生がまだお見えになってございませんけれども、時間となりましたので、ただいまから第32回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催させていただきます。

先生方におかれましては、年始のお忙しい中、また、早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

また、本日、時間的にエレベーターが混んでいたのかなと思っており、大変御迷惑をおかけしました。どうも済みませんでした。

本日ですけれども、櫻田委員、笹尾委員、野々山委員、堀口委員、三村委員、山本委員から欠席される旨、御連絡をいただいております。また、遠藤委員におかれましては、途中退席をされるという御連絡をいただいております。

現在、委員総数23名中16名の委員の先生方に御出席いただいております。過半数に達しておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことを報告させていただきます。

続きまして、お手元の資料につきまして確認をさせていただきたいと思ひます。

資料につきましては、紙で配付をさせていただいております。また、参考資料につきましては、ペーパーレス化の関係でタブレットに御準備させていただいております。

不備等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思ひしております。

それでは、以降の議事進行につきましては、武井会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○武井分科会長 日ごろはいろいろ御協力をいただきまして、御礼を申し上げます。また、2019年、よろしくお願ひいたします。

それでは早速、審議に入りたいと思ひます。

2018年度ですが、理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業のすしの振興指針についてこれまで御議論いただけてまいりました。

まず、前回までの議論を踏まえまして、修正案を事務局から御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○大塚課長補佐 それでは、座って失礼いたします。

まず、本日御用意させていただきました資料ですけれども、これまでの振興指針からの修正箇所につきまして、朱書きにさせていただいております。先生方から御指摘、御意見をいただいた事項を踏まえて修正したものにつきましては、朱書きの上、下線を引かせていただいている。また、受動喫煙防止対策など、新たな制度の状況を踏まえて修正した箇所につきましても、朱書きの上、下線を引かせていただいているといった資料を御用意させていただきます。

それでは、資料2、理容業の振興指針の修正案をご覧いただければと思ひます。

修正箇所ですけれども、主な修正箇所について御説明をさせていただきたいと思ひます。

4ページになりますが、こちらはこれまで省略させていただいておりましたけれども、表として、振興計画の実施状況についての各組合による自己評価につきまして更新させていただいております。この表につきましては、各組合から都道府県経由で提出いただきました自己評価資料を事務局のほうで集計して、それを反映しているものでございます。

理容業につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、資料3、美容業の振興指針の修正案をご覧くださいと思います。

こちら4ページをご覧くださいと思います。表につきまして、理容業と同様に各組合の自己評価の集計を反映させていただいております。

また、12ページをご覧くださいと思います。下から8行目になりますけれども、「さらに、美容師の資質向上」から4行につきまして、既に取り組まれている理容師美容師試験研修センター、また、日本理容美容教育センターとの連携について追記させていただいております。

美容業につきましては以上でございます。続きまして、資料4、クリーニング業の振興指針の修正案をご覧くださいと思います。

こちら4ページでございますけれども、表につきまして、同様に各組合の自己評価の集計結果を反映させていただいております。

また、19ページをご覧くださいと思います。中段になりますけれども、前回の分科会の際に御指摘いただきました定期健康診断の実施状況を踏まえて、また、他の業種と同様に「安全衛生履行の観点も含め」といった文言を追記してはどうかと御指摘をいただきました。その御指摘を踏まえまして、下線部分になりますけれども、追記をさせていただいております。

続きまして、24ページをご覧くださいと思います。こちら前回分科会で、既に各組合で取り組みをされているエコバッグ等の活用につきまして、追記してはどうかという御指摘をいただきました。

「1 営業者に期待される役割」につきまして、下から2行目に「(5) エコバッグ利用の推奨」を文言として追記させていただいております。

また、次の25ページになりますけれども、「2 組合及び連合会に期待される役割」というところにも「(2) エコバッグ利用の推奨」と文言を追記させていただいております。

続きまして、資料5、すし店の振興指針の修正案をご覧くださいと思います。

こちら同様ですけれども、4ページをご覧くださいと思います。表につきまして、各組合の自己評価の集計結果を、こちらにつきましても事務局で集計させていただいております。そちらを反映させていただいております。

最後になりますけれども、今回4業種ともに最低賃金の引き上げに向けた対応、また、働き方、休み方改革に向けた対応につきまして、国の役割を追記させていただいております。その言いぶりにつきまして、関係部局に念のため確認をしておまして、そういった関係で内容について若干変更になる可能性があるということを御報告させていただきたい

と思います。

簡単ですが、事務局からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○武井分科会長 ありがとうございます。大塚課長補佐から御説明いただきました。

お気づきかとも思いますが、4つの業種につきまして、委員の皆様から御指摘いただいた内容をお役所のほうで整理して、細かな部分にまでわたって、いろいろな形で文言を御検討いただいているということが読み取れるかと思えます。

きょうの議題の主な内容は、この4つの業種について今、御説明いただきました内容を確認すると。もし必要があれば、さらに御意見を賜って修正を考えていくということになります。

今、御説明いただきましたお手元の資料を見ていただいて、4業種ありますので、1業種ずつ審議いただければと思います。

まず、順番で行きますと、資料2になりますので、これが理容業です。理容業の振興指針の案について、さらなる御意見等がございましたら、よろしくお願い申し上げます。

どうぞ、お願いいたします。

○遠藤委員 総論になりますけれども、厚生労働省としての振興指針であるので、これまで以上に公衆衛生的な観点の内容をより強化してくださいと申し上げたのですけれども、今回の見直しで本当に受動喫煙の問題も含め、公衆衛生関係のところの方がより強く表現といいますか、強化されているということで大変喜んでおりまして、よく修正していただいたと思っております。

ありがとうございます。

○武井分科会長 遠藤先生、どうもありがとうございます。

理容業、ほかにはいかがでしょうか。御質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

お願いいたします。

○後藤委員 言葉の使い方で質問なのですが、資料2の4ページで表となっているところの「3 消費者利益の増進に関する事業」の「主な事業」のところ、「標準営業約款制度の推進」となっているのですが、資料3とか資料4で同じような項目を見ると「標準営業約款登録の推進」となっていて、制度というのと登録というのがどういう違いがあるのかということをお尋ねしたいです。

○大塚課長補佐 各店舗から登録していただきまして、それでSマークを表示するという形になっております。そういった意味では、こちらの表につきましても、登録の推進という形に合わせさせていただきたいと思えます。

○後藤委員 どうもありがとうございました。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○佐々木委員 今の項目と同じところですが、クレジットカードの導入促進とあり

ますが、内閣の方針等を考えると、キャッシュレスという言葉が使われているかと思うので、そちらのほうが適当なのかなという気はするのですけれども、どうなのですか。

○大塚課長補佐 クレジットカード、また、Payとかといったものも含めて、キャッシュレスという言葉が使われているかと思いますので、事業の中身を再度確認して、そういったクレジットカード以外も含まれているということであれば、そのように修正させていただきたいと思います。

○武井分科会長 よろしゅうございますか。

○佐々木委員 はい。

○武井分科会長 大森理事長、もし何か御発言があればお願いします。

○大森委員 今のでいいと思いますが、2点あったと思います。標準営業約款は別名Sマークというのですけれども、お客さまへのお約束ごとがありまして、もちろんその中には、衛生、Sanitationという頭文字の「S」などが入っておりまして、これらのお約束ごとをしっかりと果たして、標準営業約款に加入して、業をなそうという制度が設けられ、できる限り全国の理容店に登録してもらって、お客さまへの安心、安全を果たしていこうというのが、標準営業約款の概要であります。

もう一点のクレジットという言葉を使ったことですが、従来ずっとクレジットという言葉を使っていました。「キャッシュレス」、もちろんこれはそのような傾向に、特に訪日外国人、インバウンド事業を私どもも取り組んでおりますから、特にキャッシュレスがこれからもっと幅広く進んでいくのだらうと思っておりますから、今、厚生労働省の大塚さんがおっしゃったとおり、検討してみたいと思っております。

以上でございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

それでは、理容業はよろしゅうございましょうか。

○武井分科会長 それでは、次に資料3に移りたいと思えます。資料3は美容業であります。美容業の振興指針案になりますが、同様に何か御質問、御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

お願いいたします。

○小熊委員 ありがとうございます。

資料3の18～19ページに、「(4) 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項」の「カ スマートフォンアプリ等を介した割引サービスの実施」とあります。理容業を見ますと、「割引サービスの実施」ではなく「サービスの実施」となっております。割引をするかどうかは、それぞれの事業者による経営の手法ということだと思います。また、安易な値引き競争へ陥れば、従業員にも影響してくると思います。記載は、理容業に合わせていただければと思います。

もう一点、理容業には、「外国人客に対応するための多言語音声アプリ等の活用」の記載があります。本事項において理容と美容の違いは余りないと思っておりますので、記載も工夫

をいただければと思います。

○武井分科会長 事務局からいかがでしょうか。

○大塚課長補佐 特に問題がなければ、御指摘のとおりと思います。団体と調整をさせていただきます。

○竹林課長 ちなみに、吉井理事長、これはいかがでしょうか。いきなりこう言われて、すぐ返答ができないようであれば、調整すればいいと思います。

○吉井委員 御指摘のありました外国人に対応するための多言語音声のアプリ等の活用は、当然我々のところでも必要であろうと思いますから、書き加えていただくということで結構だろうと思います。

○武井分科会長 その他、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○後藤委員 先ほどの御質問の力の割引サービスの実施のところなのですが、同じ項目のAにも割引サービスの実施という言葉があるのですが、Aとカは両方とも割引という言葉削除するかどうか、その辺はいかがなのでしょう。

○竹林課長 いずれにしても選択的に取り組むということでございますので、割引が必ずしも何か賃金に影響するということだけではなくて、売上増につながるという判断があれば別に構わないのかなと思いますので、ここはあくまで全てを全部取り組んでいただくということではなくて、選択できるということでございますので、考えられるメニューを幅広く挙げていると理解いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○武井分科会長 どうぞ。

○小熊委員 「選択的に取り組む」なら振興指針ですので、割引サービスが一つの例示であることが分かるように、「等」を入れるとか、工夫をいただければと思います。

○武井分科会長 よろしく御検討いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

吉井理事長、何か追加的にコメントをいただけるようであれば、お願いします。

○吉井委員 サービス業については、選択的に取り組むということでありますから、できるだけ幅広く選択できるようなということで、指摘のように、等というふうなものを入れたらどうかということで、選択肢を広げるということだろうと思いますから、それで結構だろうと考えます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

それでしたら、これで美容業の振興指針は一応お認めいただいたということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○武井分科会長 それでは、次に参りますが、資料4になります。資料4はクリーニング業の振興指針の案になります。同様に、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

ここについて、佐野委員から前回御質問いただきましたが、今回はいかがでしょうか。

○佐野委員 環境の、エコバッグのことも書いていただきましたし、ぜひそれが進むように期待するところであります。特に今回追加するところはなく、頑張ってやっていただきたいと思います。

○武井分科会長 いかがでしょうか。何かお気づきの点等がありましたら、どうぞ。

小池会長、何かコメントをいただけますでしょうか。

○小池委員 御指摘いただきました、仕上がり品の包装等につきましても、今後皆様方の要望に沿える形で進めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○武井分科会長 それでは、資料4のクリーニング業の振興指針は一応お認めいただいたということで、進めたいと思います。

次が資料5、飲食店営業のすしの振興指針の案になります。御質問、御意見等がありましたら、お願ひいたします。

山縣会長、何かコメントがおありになれば、お願ひいたします。

○山縣委員 こちらのほうの業界から見ますと、カード化、クレジットあるいはそういうものが、恐らくは今後かなりふえると思うのです。

私たちの業界は比較的売り上げ、単価の高額な業界ですので、そうすると、実はカードは販売店、飲食店のほうから手数料を引かれるのです。これは業界でかなり差はあるのですけれども、それでも2～5%ぐらい取られるのです。となると、国のほうは消費者に対してポイント制はそれはそれでいいと思うのですが、業界のほうは逆に言うと収入減になってくるのです。そこのあたりが余りにも業者のほうに何でも押しつけているのではないかなという気が少しいたします。

ただ、カードにすると、例えば請求書の発行も必要ありませんし、くださいと言えば領収書を差し上げますけれども、高額の場合は印紙税を恐らく払わないです。便利な点もあるのですけれども、実際は、我々から見ますと、かなり収入が減ることは間違いないので、しょうがないなと思ひながら、何とかならないのかなと思ひているところであります。

○武井分科会長 いかがでしょうか。何か御意見、御質問があればお願ひしたいと思ひます。

どうぞ。

○佐野委員 22ページの(3)に「カ トレーサビリティーを確保する取組の推進」とあるのですが、非常に消費者にとってはありがたいことなのですが、どの程度までのトレーサビリティーをお考えになっているのかお聞ひしたいです。

○武井分科会長 資料5の22ページの(3)のカですね。追跡のトレーサビリティーということですが、これはいかがでしょうか。

○竹林課長 トレーサビリティーというものができるだけわかれば、それは消費者の安心という観点からいうと望ましいこととは思ひておりますが、ただ、事業者の規模とかいろいろなものがございまして、具体的にここまでというようなことを念頭に置いているわけではございません。ただ、こういうことをよく留意していただきたいということで書か

せていただいているものでございます。

いずれにしても、このものというのは、ルールを定めるとか、義務を定めるという性格のものではございませんので、まず意識づけをするということが第一の主眼だとは思っております。なので、かなり具体的にここまでトレーサビリティを確保するというようなことをここに書き込んだり、あるいはこういうことを想定しておりますというような性格のものではないのかなというのが、率直なところでございます。

○武井分科会長 佐野委員のほうは、御要望というような形で、どの程度までというようなことも。

○佐野委員 確実にトレーサビリティをやっていただければ非常にありがたいことで、なかなか難しいことではありますけれども、将来に向かって、全ての食品がトレーサビリティ、法律か制度でなるといいなと常に思っていますので、先に立ってやっていただければ非常にありがたいし、今、意識づけとおっしゃいましたが、それを意識していただくだけでも大きな一歩前進かなと思いますので、ぜひ推進していただきたいと思います。

○武井分科会長 西尾先生は、この領域に大変お詳しくいらっしゃる。

○西尾委員 いいえ、そんなことはありません。

今、佐野委員がおっしゃられたように、大変重要なことかと思しますので、ぜひとも、でも、なかなか実際には難しく、どこまでさかのぼってできるかというようなことに関して、お店の方々ができることとその前の段階で、もう少しそれぞれ役割分担があるかと思しますので、ただ、国としてもそういうものをうまくいくような方向で何かデータベースみたいなものを構築するような方向を、業界としてではなくて国が少し力を入れてくださることが重要なのかなと思います。

違うことで御質問させていただいてもいいでしょうか。今さらと怒られるかもしれませんが、例えば4ページに今回自己評価の一覧が入っていますけれども、ここに赤い文字で記入されているというのは、赤い文字が記入された状況で今回統計でアンケートをとって、その結果が「達成」とか「概ね達成」となっているという理解でよろしいのでしょうか。

○大塚課長補佐 まず、数字につきましては、今回の調査を集計させていただいたもので、主な事業につきましても、今回の調査で返ってきた事項につきまして、私どもで見させていただいて追記等をさせていただいているものでございます。

○西尾委員 したがって、ここで新たに入った、例えば4ページの、今、外国人ホームページの開設とか地産地消事業の推進というような項目が入った段階で「達成」と回答してくださった方が49%という、そういうことも含めて49%とか「概ね達成」とかという評価になっているという理解でいいのですか。

○竹林課長 この意味なのですけれども、概ね5年に1回振興指針を改正しますと、それを踏まえて振興計画を各都道府県の組合でつくって、それを踏まえて振興事業をしていただく。その事業の達成状況ということですので、基本的には振興指針が改正されるとそれを踏まえて計画をつくりましますので、その事業の達成状況ということですので、調査をした



アンケート項目がこうなったあななったということというよりは、むしろ過去5年なり4年間の事業がどうだったかということで捉えておりますので、それはある意味前回の、5年前の振興指針の改正を踏まえて、文言の見直しあるいは事業の中身が見直されたらこの文言も直るという関係になっていると理解をしております。

○西尾委員 混乱していてよくわからないのですが、伺いたいことは、消費者利益の増進に関する事業というようなことの中に、主な事業として例示として多分こういう4つなり5つがあると思うのですけれども、こういったようなものを見た段階でのアンケート調査結果なのだというのでいいのですよね。

もしそうではなくて、過去の、例えば右側にあるほうの修正前のようなもので、この「達成」「概ね達成」とかとなっているのかどうかを知りたいだけなのです。どちらでもいいのですが、新たに追加したものというのは、多分とても重要なことだと思うのです。

例えば、先ほど出ていたクレジットカードをキャッシュレスと読みかえるというのは、多分ここで出たことですから、こういう段階で回答しているとはとても思えないのですけれども、いずれにしてもここで上がった主な事業がアンケート時点の後に追記されたとしても、伝わって、ちゃんとそういうことも含めてどんどん進んでいただけるようなことであればいいのですが、念のため確認です。

もう一つは、ここでいう「達成」と「概ね達成」というのはどういう違いなのでしょう。個人的なものだと思うのですけれども、要は、例えば衛生に関するような1の項目というのは物すごく重要だと思うのです。この中で「達成」が38で「概ね達成」が46で、合わせると結構なパーセンテージにはなっていますが、消費者側の気持ちとしては、それこそ口に入るものだから、できれば「達成」のほうが強いほうがちょっと安心するということもあるのですが、ただ、これも回答者のパーソナリティーの問題もあるかもしれないので、そうならないようになるべくきちんとした形でとってもらえるとありがたいと思うのですが、例えば変な話、80%以上だったら「達成」と丸をつけていいということであって、主観的な判断でというようなことですか。

○大塚課長補佐 今の御質問はまさに自己評価ということで、主観で「達成」「概ね達成」と御報告いただいているというところでございます。

あと、主な事業につきましては、前回の5年前から各組合が取り組んできた事業について、こちらでピックアップして書かせていただいているものでございます。

○武井分科会長 それでは、資料5の飲食店営業のすしの振興指針案は一応お認めいただいたということで、よろしゅうございましょうか。

後藤先生、どうぞ。

○後藤委員 言葉の使い方で、細かいところばかり申し上げて大変恐縮なのですが、子供という表記の「供」というのが漢字と平仮名が混在してしまっていて、資料5のところは、5ページの12という項目で「子ども」のどもは平仮名で、資料2の6ページの赤字のところも「子ども」と平仮名なのですけれども、同じ資料2の25ページの「子供連れの顧客」

というところの「子供」は漢字の「供」となっていて、「こども」ということに関しては、文科省で漢字にしたとか、そういうようないきさつがあるところだと思いますので、場合によって、厚生労働省でどうしているかということも含めて教えていただけるとありがたいと思っています。

○竹林課長 今回の点につきましては、いずれにしても平仄をそろえるべく、漢字にするのか平仮名にするのかよく考えたいと思いますが、ちなみに私の前職は内閣府子ども・子育て本部参事官でございまして、その部署の名前は平仮名で表記をしておりました。何らかのいきさつがあるのだらうと思いますので、よく確認をしましてそろえたいと思います。

○後藤委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

それでは、飲食店営業、すしの振興指針は一応お認めいただいたということにさせていただきます。

いろいろと御議論いただきありがとうございます。

本日御議論いただきました内容を踏まえて、必要な修正を行いたいと思いますので、私と事務局の間で調整をいたしまして、分科会の取りまとめということで御一任いただきたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○武井分科会長 ありがとうございます。

それでは、全体について何か御発言がありますでしょうか。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○市川委員 御説明ありがとうございます。

私が聞き逃しているかもしれませんが教えていただきたいのですけれども、資料1、見直しの方針の裏の2ページ目なのですが、振興計画事項の1の浴場業のところですが、「浴育」とすると書いてございます。ほかの、食育の高まりで云々というところの流れかなとは思いますが、この浴場業という表現を浴育業とするという意味なのでしょうか。ちょっとよくわからなかったので教えてください。

○大塚課長補佐 わかりづらい資料で申しわけございませんでした。

食品の関係では食育と言いますので、それと同じ並びで、浴場業では浴育という言葉を使うという意味で書かせていただいております。浴場業が変わるわけではありません。

○市川委員 そうなのですね。わかりました。

販売業とか飲食業は食育ということで、浴場業に関しては浴育というイメージですね。

○大塚課長補佐 はい。そのとおりでございます。

○市川委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○山縣委員 これは『広辞苑』か何かを引くと浴育と出てくるのですか。食育というのはよく耳にしますけれども、新しい言葉ですかね。

○竹林課長 この辺のワーディングは、業界団体のほうの御意向も踏まえてこういう言葉

づかいをしているとは思いますが、一般的に使われない用語を使う場合には、例えばやい  
わゆるという言葉をつけたりしますが、付けるほどでもないのかもしれないので、かぎ  
括弧をつけたり、少し工夫させていただければと思います。

○武井分科会長 市川さん、よろしゅうございますか。

○市川委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございます。

ほかによろしゅうございましょうか。

お願いいたします。

○片岡委員 日本政策金融公庫の片岡と申します。

今回の振興指針の中でも、公庫について丁寧に御記載いただけていて、これに沿っ  
た形でこれからも運営を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたし  
ます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省のほうから何かありますでしょうか。お願いいたします。

○宮寄生活衛生・食品安全審議官 予定より大分早く進んでおりますけれども、本日の分科会が今年度最後となる予定としておりますので、一言御礼の御挨拶をさせ  
ていただければと思います。

先生方におかれましては、毎回でございますけれども、大変お忙しい中御参集いただき  
まして、ありがとうございます。

今年度は3回にわたりまして、理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業のすし店  
の振興指針の改定。それから、美容業の標準営業約款の変更につきまして、活発な御議論、  
貴重な御意見をいただきました。重ねて御礼を申し上げます。

振興指針は生活衛生関係営業の各業種の振興目標やこれを達成するための手段、配慮す  
べき事項等を定めるものでございまして、各業界の振興の基本となるものでございます。  
今回の改正が各業界の振興に資するように、厚生労働省におきまして、生産性向上のガ  
イドライン、マニュアルの作成や活用促進を図るなど、各業界の振興のためにさまざまな  
事業等を行っていきたいと考えております。先生方におかれまして、引き続き各業界の  
振興のためにお力添えをいただければ幸いです。

簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願  
い申し上げます。ありがとうございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

最後に、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○大塚課長補佐 ありがとうございます。

本日御審議いただきました振興指針につきましては、武井会長からお話ございました  
とおり、会長と調整をさせていただきたいと思っております。

また、先生方におかれまして、追加で御意見等がある場合は、17日、来週の木曜日をめ

どに事務局まで御連絡をいただければ幸いです。

また、本日の議事録につきましては、原案作成後、先生方に御確認いただいた上で厚生労働省ホームページに掲載させていただく予定にしております。引き続きよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○武井分科会長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第32回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了したいと思います。本日はお忙しい中どうもありがとうございました。